

## 日本映像処理研究会 会則

2000年10月16日改訂

第1条 この会則は日本映像処理研究会（英文名：Imaging Association Japan / IAJ）（以下研究会という）の会員に関する事項を定めるものとする。

第2条 広く開かれた研究会であること。

第3条 自由闊達な意見交換が出来ること。

第4条 研究会は映像、画像機器関連に携わる個人、会社、大学、各種研究機関の集まりである。

第5条 業界の動向、新技術分野、将来性等の共通事項のために、意見交換、問題提起、各種企画、立案、実行する。

第6条 研究会の目的は、ただ単に営利を目的とせずボランティア精神に法り、世界の中で業界の発展に貢献する。

### 第7条 入会の規則

1. 映像、画像と、それに関連する事に対して情熱と熱意あること。
2. 自主的に主体性を持って行動できること。
3. この業界を通じて広く世界に貢献できること。
4. 国籍、性別、年齢、職歴、学歴等関係なし。
5. 入会金、会費なし。但し各企画毎に必要なに応じて予算を組む。

### 第8条 人事

1. この研究会に会長一名、副会長若干名をおく。
2. 会長の人選は会員の過半数を持って選任する。
3. 副会長は会長が指名し会員の過半数以上の賛同を必要とする。
4. 事務局を置き、会計、連絡事務その他必要な事務を担当する。
5. 役員、事務局の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。
6. 研究会の召集は会長が行い年間の行動目標、予算等を立案し実行する。

以上